

# 季刊 えぬさぽ

Vol.25

Honeysuckle



(特活)NPO サポート・しみず会報

発行日：2020年5月24日

発行：(特活)NPO サポート・しみず

〒424-0943

静岡県清水区港町二丁目 1-1

TEL.054-340-1012

mail:n-support@shimizu-s-center.org

## 開店休業 …というわけにはいかない！

感染症対策のため静岡市の公共施設の多くは利用の中止や制限がかかる事態となりました。清水市民活動センターも印刷と事務ブース以外は利用ができません。普段利用されている方たちも自主的に活動を減らしているようで、4、5月の利用者数は格段に減りました。

スタッフの勤務状況は変わりがなく、「何をしてるの？」という声が聞こえてきそうです。しかし、年度替わりというタイミングで、総会をどうしよう、書類は何が必要か、といった問い合わせが増えたこと、市民活動センターとして予定していた事業が実施でき

なくなり代わりにの企画をおこなうことにしたこと、施設内の消毒や来館者の検温という新たな仕事が増えたことなどにより、スタッフの業務量は今までより増えています。

6月1日から市民活動センターは通常の利用が可能になりますが、密にならないことへの配慮や受付の仕切り、消毒などは引き続き行います。それにしても、消毒液や仕切り用の素材などが不足しており、第2波が来る前に消耗品類が確保できるのかが気がかりです。



スタッフ手作り受付パーテーション



センターだけで七夕まつり 大作！

## 定期総会の日程決定

総会の日程が決まりました。

日時：6月28日(日) 10:00～

会場：清水市民活動センター 第1会議室



6月1日より市民活動センターの会議室を利用することができるようになりましたが、会議室の座席数を減らし間隔をあけて着席するなど制限があります。

会員のみなさまには近日中に総会招請状および議案書を郵送しますが、出欠の判断はお任せします。

なお、

- ・議長または出席者〇〇〇に委任する旨の委任状
- ・議案に対し意見、質問がある場合は、書面表決書の提出

のいずれかの提出により出席に代えることができます。

書面表決書及び委任状は議案に同封しますので、直接参加のできない方は期日までに団体あてに送付してください。また会費については、直接事務局までお持ちいただくか、事務局が集金にうかがいますので、あわせてご都合をお知らせください。

## 静岡市長に申入書を提出

新型コロナウイルスの感染拡大は、全国のNPOにも大きな影響を及ぼしました。活動自粛により事業が停止し、資金や後継者の問題を抱える団体が組織の維持そのものが厳しくなったり、人を雇用しサービスを提供している団体が運営困難に陥っているといった例が少なくありません。

清水市民活動センターを利用している団体の皆さんに直接お話をうかがいました

- 運営を受託している事業が休業により委託金を減額され、雇用しているスタッフの賃金が支払えない
- イベントの準備を進めてきたが中止になり、準備のための経費はそのまま赤字になってしまう
- 集まることができず事業もおこなえない。会員間のつながりが一層弱まり団体の存続にも不安を感じる
- 行政との打ち合わせができず、今後の事業の契約ができない。
- 委託費や補助金が減額される可能性が大きい。休業するかもしれない。(障がい者の通所型事業所)
- 会員募集ができない。
- イベントを通じておこなってきた他地域との交流ができず、活動も停滞気味。
- 市民活動センターを利用できないと会員と直接話す機会がなくなり、組織が弱くなってしまいそう
- 支援要請が増えてスタッフの負担が大。要請が増えれば費用も増えるので運営は大変(生活困窮者支援団体)等々身近な NPO 団体の声を聞くだけでも、会員確保や資金繰りなど運営に不安を感じている団体が多いことがわかります。

さらに NPO が活動を休止することになると、その支援やサービスの提供を受けていた人たちも困難を抱えることになる可能性があります。



それぞれ  
の思いを  
綴った短冊が  
市民活動  
センターに  
集まりました

国は中小事業者に対し、休業要請に伴う「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」「雇用調整助成金」「持続化給付金」などの支援を始めましたが、その対象に NPO 法人や一般社団法人が含まれていない県がありました。

そこでシーズをはじめ中間支援団体が NPO 支援のための制度の整備を早急に求める政策提言をおこない、その動きは各県に広がりました。

ふじのくに未来財団が県内の NPO 法人におこなったアンケートをまとめ要望書として静岡県に提出した結果、静岡県は上記支援の対象を NPO 法人にまで広げることを明らかにし、静岡市もそれに続きました。

その後、静岡市は単独で中小事業者に一律 10 万円の支援をおこなうことを新聞発表しましたが、NPO 法人が含まれない可能性があります。そのため第

53 回理事会において予算審議のための臨時議会前に静岡市に対し申し入れをおこなうことを決め、5 月 14 日、磯谷理事長、水崎理事が静岡市長あてに別紙申入書(別紙)を提出しました。

静岡市独自支援「エール静岡事業者応援基金」は、20 日の議会を経て NPO 法人もその対象となることが決まりました。

感染症対応で、かつてないほどの速さでいろいろな支援策が講じられていますが、私たちも早急な対応をすることで行政の施策に意見を反映させることができる、ということを実感しました。

これからは様々な支援策を NPO にわかりやすく伝えることも中間支援団体がなう重要な役割りとなります。